

印西市立印西中学校
『学校いじめ防止基本方針』

1. いじめ防止等のための対策に関する基本方針

学校にある児童生徒及び全ての者は、絶対にいじめを行ってはならない。

～『しない』　『させない』　『見逃さない』～

(1) いじめの定義 (『いじめ防止対策推進法』第2条)

『いじめ』とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

○具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

(2) 基本理念

○いじめは本校でも、 またどの生徒にもおこりうるものである。

○いじめは、 多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。

○『暴力を伴わぬいじめ』であっても、 何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われることで、 『暴力を伴ういじめ』とともに、 生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

○いじめは、 いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する。更に、 その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、 その生命又は身体に重大な危険を及ぼす恐れがある。

○上記 4 項目を受け、 本校では、 すべての児童生徒がいじめの「加害者」や「被害者」はもちろん、 はやしたてたり面白がったりする「観衆」、 周辺で暗黙の了解を与える「傍観者」にもならないようにし、 自他の生命を尊重することを目指し、 いじめ防止のための対策を行う。

2. 学校及び学校職員の責務

(1) 基本的な責務

①学校及び学校の教職員は、 基本理念にのっとり、 当該学校に在籍する児童等の保護者、 地域住民、 児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、 学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、 当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、 適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

②学校は、 当該学校におけるいじめ防止等のための基本的な方針を定める。

③学校は、 関係者（当該学校の複数の教職員、 心理、 福祉等に関する知識を有するもの）により構成されるいじめ防止のための組織を置く。

（『いじめ防止対策推進法』第 8 条、 第 13 条、 第 22 条より）

(2) 基本方針の重点

学校や教職員は、 学校内外においていじめが行われず、 全ての生徒が安心して学習や他の諸活動に取り組むことができるようとする。そのため以下を重点として、 対策を進める。

①いじめの防止

- ・いじめを『しない』『させない』『見逃さない』環境醸成に努める。
- ・生徒の自己有用感を高め自尊感情を育むような、『わかりやすい授業』や『充実感のある教育活動』の実現に努める。
- ・インターネットを通じて行われるいじめに対応するために、計画的な学習・指導を行う。
- ・発達障害を含む、障害について正しい知識や理解に努め、学校における平等な社会の実現に尽力する。
- ・L G B T Qについて正しい知識や理解に努め、学校における平等な社会の実現に尽力する。
- ・国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒への理解を深める教育を行う。
- ・東日本大震災により被災した児童生徒又は東京電力福島第一原子力発電所事故により避難している児童生徒（被災児童生徒）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ・感染症流行国からの帰国者やその国民、または感染者とその家族を含む関係者、感染症拡大防止に関わる職務従事者やその子どもに対する偏見や不当な扱いの根絶を図る。
- ・いじめと認識しながら、見逃したり、許したりしない集団や子供社会の実現に努める。
- ・いじめ防止の取り組みについての公表や、保護者・地域への啓発を並行して行うことにより、未然防止の一層の推進を図る。
- ・「集団全体にいじめを許容しない雰囲気」を醸成するには、生徒への働きかけに加えて、教職員の姿勢が大きな影響を与える。教職員の振るまいがいじめに暗黙の了解を与えたり、いじめを助長したりすることがないようにする。

②早期発見

- ・調査・観察・相談・通報等の様々な手段により、学校全体で早期発見に努める。

③適切な対応

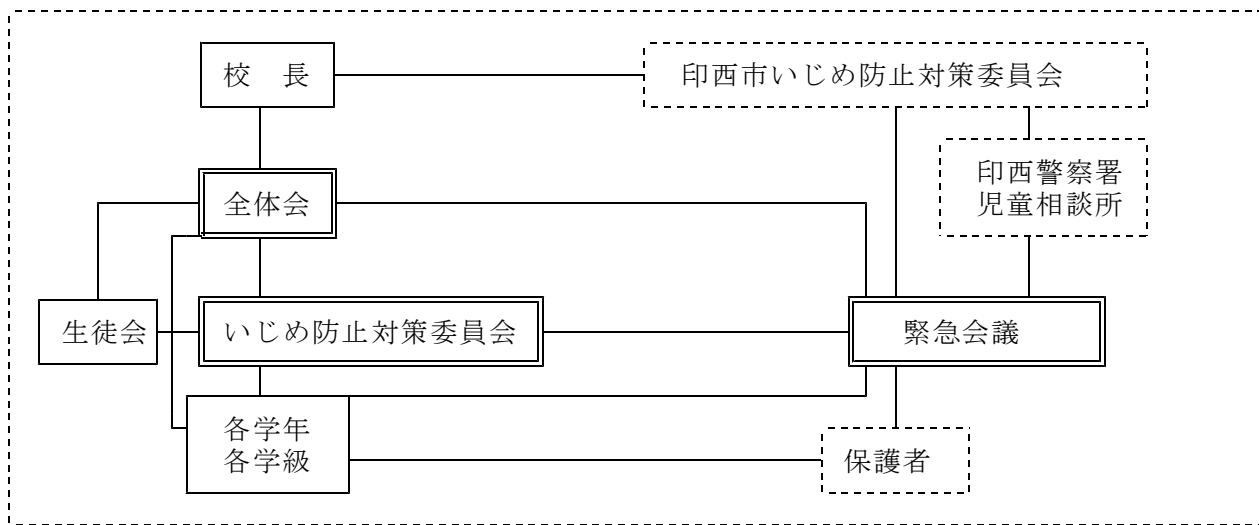
- ・いじめを発見した場合には即座に停止させる。
- ・いじめを受けたり、いじめを受けた子供を助けようとした子供、情報を知らせたりした者の生命及び心身の安全を最優先とする。

- ・いじめ発見の際には、事情聴取・情報収集を迅速・適切に行い、組織で対応する。
 - ・保護者への情報提供・情報交換・合意形成・助言等の連携・協力を密に行う。
 - ・市教委等関係機関と連携を図りながら、いじめ防止や発生時の解決に努める。
 - ・いじめ問題への対応に当たり、正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わない。
- ④重大事態を想定した対応策を作成し、再発防止に努める。

3. いじめ防止の組織

学校に、『いじめ防止対策委員会』『全体会』『緊急会議』等の組織を置き、機能的・有機的に対応する。

【組織図】



(1) 『全体会』<全教職員が参加>

- ①基本方針の策定
- ②いじめ防止に関すること（基本方針の年間計画の作成・研修の実施等）
- ③いじめの早期発見に関すること（いじめ相談通報窓口の設定・情報収集・情報交換等）
- ④いじめ事案に対する対応に関すること（対応方針の決定等）
- ⑤いじめの影響やその他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること（生徒会活動の支援・行事の実施等）
- ⑥保護者・関係機関との連携

(2) 『いじめ防止対策委員会』<委員会の構成員>

- ①いじめ防止対策のための中心的な役割を担う。
- ②日常的な業務についての協議を定期的に行う。

(3) 『緊急会議』

〈重大事態発生時に、必要に応じて全教職員、保護者代表、所轄警察、学校医、印西市教育委員会指導主事等が組織する〉

重大事案の発生時に事案の解決に努める。(緊急対応の決定等)

4. 中心組織の役割について

(1) 『いじめ防止対策委員会』の設置

いじめの防止対策のための中心組織『いじめ防止対策委員会』を設置し、防止対策を機動的・効果的に行う。

【委員会の構成員】

校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

(2) 『いじめ防止対策委員会』の主な活動内容

定期的に協議する内容

- ①いじめ防止に関すること（年間計画の進捗状況の把握・検証作業の推進等）
- ②いじめの早期発見に関する情報収集・情報共有
 - (アンケート調査内容の検討、教育相談計画、情報交換・収集等)
- ③いじめまたはいじめと疑われる事案に関する方針・対応・記録
 - (事実関係聴取、対応の具体的手順・検討・決定をする)
 - {いつ・だれが・だれと・だれに・どのように}
- ④教職員に関する『いじめ防止対策』研修の企画
- ⑤保護者・関係機関との連携
- ⑥いじめ防止の取組に対する評価

(3) 『いじめ防止対策委員会』の開催

週1回（月4回）を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催する。

5. 基本施策

(1) いじめを未然に防止する

①学校の重点目標

学校の重点目標の一つにいじめ防止の事項を掲げ、いじめを『しない』『させない』『見逃さない』ことに組織的に取り組む。

②心の教育の充実

- ・生徒の豊かな情操と道徳心、心の通う『対人交流能力』の素地を養うため、全ての教育活動を通じて道徳教育・人権教育の充実を図る。
 - ・発達障害を含む障害について正しい知識を身につけるための教育に努める。
 - ・L G B T Qについて正しい知識を身につけ、理解を深める教育に努める。
 - ・東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故の被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見のために震災に関する教育を実施する。
 - ・感染症に対する正しい理解とそれに関わる仕事の尊さに関する教育を行う。
 - ・国際結婚の保護者を持つ等外国につながる生徒への理解を深める人権教育を実施する。
 - ・体験活動、印西市教育委員会作成パンフレットを活用した授業等の教育活動の充実を図る。
 - ・『いのちを大切にするキャンペーン』、『いじめ撲滅』等のキャンペーンの充実を図る。
 - ・ソーシャルスキルトレーニング等の充実や『豊かな人間関係づくり実践プログラム』等の活用を図る。
- ③人権的言語環境の整備と自己有用感を高める授業・活動の充実
- ・生徒や教職員自らの人権的言語環境を整備し、言語環境を起因としたいじめの発生を防ぐ。
 - ・生徒の自己有用感や自己存在感を高めるような『わかる授業』や『充実感・達成感のある活動』の実現に努める。

④行事、生徒会活動等を通した生徒への指導

- ・生徒によるいじめ防止に関する生徒会活動の支援を積極的に行い、生徒による自発的ないじめ防止の意識を高める。
- ・人権標語・作文、いじめ防止キャンペーン、道徳集会等で、生徒への指導を継続的に行う。

⑤保護者や地域との連携

- ・保護者や地域住民、関係団体との連携を図り、いじめに関する生徒の実態を把握する。
- ・道徳やいじめ防止を題材とした授業の公開を、ホームページ・文書等でお知らせし、いじめ防止に関する保護者や地域住民の理解を深めるための活動を継続的に行う。

(2) いじめを早期に発見する

①いじめの調査等

いじめを早期発見するために、昼休み等授業時間外の生徒の人間関係を日常的に観察する。また、在籍する生徒に対する定期的な調査を実施する。

- ・学校生活アンケート調査 年3回（5月、10月、1月）
- ・教育相談を通じた学級担任等による生徒からの聞き取り調査
年2回（5月、1月）
※通年（スクールカウンセラー）

＜相談窓口＞

○印西市立印西中学校 教頭、スクールカウンセラー、生徒指導主事

○本校以外の相談窓口 ・子ども相談室（印西市教育センター） 0476-47-7830

平日午前9時～午後5時

・千葉県子どもと親のサポートセンター 0120-415-446

・文部科学省いじめ相談ダイヤル 0570-0-78310

・法務省子どもの人権 110番 0120-007-110

・千葉県警察本部ヤングテレホン 0120-783-497

②いじめ相談体制の整備

生徒及び家庭、地域住民がいじめに関する相談を行うことができるよう、次のような相談体制の整備を行う。

- ・学校区スクールカウンセラーの活用
- ・各種相談機関（上記相談ダイヤル等）の情報提供

③いじめ相談・通報窓口の設置及び相談担当・相談窓口等の設置と周知

④研修等による教職員の資質向上

- ・いじめ防止等の対策に関する研修を年間計画に位置づけ、教職員の資質向上を図る。
- ・生徒の全ての教育活動において人間関係や生徒の心情を把握するために、組織体制を整える。

(3) いじめへの対応

いじめ情報のキャッチ

- ・『いじめ防止対策委員会（緊急会議）』を招集する。
緊急会議メンバーは、『いじめ防止対策委員会』メンバーと当該学年主任、当該学年生徒指導担当、当該学級担任とする。
- ・見守る体制を整備する。
- ・いじめられた生徒、守ろうとした生徒、情報を提供した生徒を徹底して守る。

正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの生徒から聞き取り、記録する。
- ・いじめ情報が被害者保護者以外の場合は、被害者保護者へ情報を提供し、連携を開始する。
- ・保護者からの情報を得る。
- ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握して、共通認識を持つ。
- ・いじめの全体像・構図・原因・経過を整理・把握し、記録する。

指導体制、方針決定

- ・指導のねらい・方針を明確にする。
- ・すべての教職員の共通理解を図る。
- ・対応する教職員の役割分担を決める。
- ・教育委員会、関係機関との連携を図る。
- ・指導方針について被害生徒保護者と合意形成を図る。

生徒への指導・支援

- ・いじめられた生徒、守ろうとした生徒、情報を提供した生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・加害生徒に、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う上で『いじめは決して許されない行為だ』という意識を持たせる。

保護者との連携

- ・直接会って、状況説明、今後の具体的な対策を伝える。
- ・いじめた側の保護者への説明、助言を行う。
- ・今後の学校との連携方法を話し合う。

今後の対応

- ・「いじめの解消」を確認するまで、継続的に指導や支援を行う。
- ・「観衆」や「傍観者」の指導を組織的に実施する。
- ・明日からの『居場所づくり』『絆づくり』の環境設定を行う。
- ・スクールカウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- ・道徳教育や人権教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

* 「いじめの解消」は、「いじめの防止等のための基本的な方針」に定められる下記の「いじめの解消」の規準に則り、判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安にかかるわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、時間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめ発見時の緊急対応

●発見教職員等がいじめをやめさせる。

- ・いじめを発見した教員は、即座にいじめをやめさせる等適切な指導を行う。

●情報収集

- ・双方からの事情聴取をする。
- ・保護者を含む、関わりのある者からいじめに関する情報を収集する。

●管理職への報告

- ・いじめ（いじめに関わる相談を受けた場合）は、速やかに管理職へ報告する。
- ・複数の教員で素早く、正確な事実関係の把握をし、対応する。

(4)

関係機関との連携

①印西市教育委員会との連携

犯罪行為として取り扱われるいじめ事案、教育相談体制の充実が必要ないじめ事案、インターネットを通じてのいじめ事案については、印西市教育委員会と連携して対処する。

②印西警察署・北総地区少年センターとの連携

犯罪行為として取り扱われるいじめ事案、インターネットを通じてのいじめ事案については、印西警察署等と連携して対処する。

③児童相談所等との連携

家庭環境に起因するいじめ事案については、子育て支援課・児童相談所等と連携して対処する。

④その他

その他必要に応じて相談機関、保健機関、福祉機関、医療機関等との連携をする。

6. インターネットを通じて行われるいじめの対応

インターネットの高度の流通性、拡散性、匿名性等の特性を踏まえ、生徒及び保護者がインターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるようにする。

①ネットいじめに関する教職員研修の充実のため印西市教育委員会との連携を図る。

②生徒への情報モラル教育を年間計画に盛り込み、計画的に実施する。

※民間団体が主催するインターネット・携帯電話・スマホ等の安全利用に関する講演会等

③保護者への啓発活動として、PTA活動や家庭教育学級における情報モラル研修会を開催する。

7. 重大事態（市長に報告するもの）の対処

「重大事態」とは、下記（1）、（2）が認められる事態のことを指す。（1）～（3）の場合は、（4）の対処を行う。

（1）いじめにより在籍する生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

＜重大事案の例＞

- ・自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

* 「重大な傷害」とは、おおむね30日以上の加療を要すると見込まれる傷害を目安とする。

（2）いじめにより在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず個別に判断する。

（3）生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあつたとき

生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあつた場合には、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できない。生徒又は保護者からの申し立ては学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、重大事態が発生したものとして迅速に報告・調査等に当たる。

（4）重大事態を認知した場合の対応

- ①重大な事態が発生した旨を、印西市教育委員会（『印西市いじめ防止対策委員会』）に速やかに報告する。
- ②組織の設置と関係機関との連携
- ③印西市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織『緊急会議』を設置し、対応する。必要に応じて印西警察署等へ報告する。
- ④『緊急会議』の組織を中心として、事実関係を明確にするための再調査を実施する。
- ⑤いじめを受けた生徒や保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑥設置者（→市長）に、所定の文書をもって調査結果を報告する。その際には、生徒や保護者の所見を希望により添える。
- ⑦調査結果を踏まえた必要な対応・措置を講じる。いじめを受けた生徒への支援、それを知った生徒へのケアを行う
- ⑧報道機関への対応として、必要に応じて、窓口の決定、市教育委員会への連絡、取材の日時・場所・担当・内容の決定等を行う。

8. 基本方針及び学校評価の結果の公表

学校の重点目標の一つに掲げたいじめ防止対策について、学校評価の項目に入れる。

いじめの実態把握、隠蔽防止、適切な措置を行うため、適正に評価し、措置の改善を図る。その方法として『学校いじめ防止対策基本方針』（全体または概要）及び学校評価の結果は、保護者への便りやホームページ等で公表する。

9. 令和3年度印西中学校いじめ防止基本方針に係る年間指導・研修計画

| 月 | 内容 |
|-----|---|
| 4月 | <ul style="list-style-type: none">・「いじめ防止対策委員会」設置・相談担当・相談窓口等の設置と周知・各種相談機関（印西市教育センターこども相談室、文部科学省24時間いじめ相談ダイヤル等）の情報提供・第1回いじめ防止対策委員会・道徳の年間指導計画確認・「教師版いじめ防止啓発リーフレット」を用いた研修・「印西中学校いじめ防止基本方針」の学校ホームページへの掲載、職員研修・SOSの出し方に関する教育、自殺予防教育の実施・インターネット、携帯電話、スマホに関する講演会 |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none">・いじめに対する事例検討研修・学校生活アンケート調査・教育相談（担任）・第2回いじめ防止対策委員会 |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none">・S Cによる面談（1年）・第3回いじめ防止対策委員会 |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none">・「いのちを大切にするキャンペーン」に係る道徳・第4回いじめ防止対策委員会・L G B T Qに関する研修 |
| 8月 | <ul style="list-style-type: none">・発達障害を含む、障害に関する研修・第5回いじめ防止対策委員会 |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none">・第6回いじめ防止対策委員会・教育相談に関する研修 |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none">・第7回いじめ防止対策委員会・いじめ防止啓発リーフレットを用いた授業・学校生活アンケート調査 |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none">・第8回いじめ防止対策委員会 |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none">・第9回いじめ防止対策委員会 |
| 1月 | <ul style="list-style-type: none">・学校生活アンケート調査・教育相談（生徒による職員選択）・第10回いじめ防止対策委員会・次年度に向けた「印西中学校いじめ防止基本方針」改訂検討・新入生保護者説明会での「印西中学校いじめ防止基本方針」説明 |

| | |
|----|---|
| 2月 | ・第11回いじめ防止対策委員会 ・次年度に向けた「印西中学校いじめ防止基本方針」改訂検討 |
| 3月 | ・第12回いじめ防止対策委員会 ・次年度に向けた「印西中学校いじめ防止基本方針」改訂 |